

国・自治体の給付等の支援制度

■ 専門実践教育訓練給付金 (問い合わせハローワーク旭川)

本校で教育訓練を受け資格取得、就職すると**最大192万円**の給付を受けられる制度。

雇用保険の被保険者期間など一定の適用条件がありますので、詳細はハローワークにご相談ください。

在学中 3年間最大 **120** 万円

1年次
40 万円

2年次
40 万円

3年次
40 万円

+

卒業後

卒業後1年以内に資格取得、
被保険者となる就職で

48 万円

※上限額48万円

卒業後

卒業後の賃金が入学前と
比較して5%以上UPで

24 万円

※上限額24万円

■ 教育訓練支援給付金 (問い合わせハローワーク旭川)

さらに、入学時に45歳未満の離職者が一定の条件を満たすと本校在学期間中（最大3年間）

基本手当日額の60%の支給を受けることができます。

基本手当
(失業手当)

教育訓練支援給付金 (60%)

離職

支給終了 訓練開始（入学）

訓練終了（卒業）

入学時に基本手当の支給期間が残っている
場合は、入学後も支給されます。

基本手当の支給終了後、残りの在学期間に
について教育訓練支援給付金が支給されます。

モデルケース 基本手当日額が約5,000円だった場合（目安）

教育訓練支援給付金の日額：約3,000円（基本手当日額の60%相当）

年間給付額：約1,080,000円 卒業までの給付額：約3,240,000円

■ ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金 (問い合わせ旭川市役所または上川総合振興局)

ひとり親家庭の方が対象で、専門実践教育訓練給付金と同時に給付生となることができます。

こちらの制度はハローワークの専門実践訓練給付金より給付率が高く、同時申請をおすすめします。

在学中 看護3年間最大 **120** 万円 理学4年間最大 **160** 万円

1年次
40 万円

2年次
40 万円

3年次
40 万円

4年次
40 万円

※年間上限40万円

卒業後 看護3年分最大 **60** 万円 理学4年分最大 **80** 万円

卒業後1年以内に資格取得、
被保険者となる就職で

修業年限× **20** 万円

※年間上限20万円

●専門実践教育訓練給付金の給付生となった場合

当該給付金との差額があった場合、差額分を就職後に給付を受けることができます。

●専門実践教育訓練給付金の給付生になれなかった場合

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金として支援を受けることができます。

■ ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金 (問い合わせ旭川市役所または上川総合振興局)

ひとり親家庭で児童扶養手当の支給を受けているなどの条件を満たすと、在学期間中の生活支援給付を受けることができます。

●高等職業訓練促進給付金

市民税非課税世帯 月額100,000円 在学期間の最後の1年間は140,000円

市民税課税世帯 月額70,500円 在学期間の最後の1年間は110,500円

●修了支援給付金（支給は卒業時の1回のみ）

市民税非課税世帯 50,000円

市民税課税世帯 25,000円

専門実践訓練給付
webサイト



ひとり親家庭支援
webサイト

